

Topics

中国税務最新動向

中国税務最新動向

中税諮詢集団 シニアパートナー 宋寧 著
ノベル国際コンサルティング パートナー 高木慎一 監修

☆小規模薄利企業の企業所得税優遇政策に関する問題の通知（財税〔2014〕34号，2014年4月8日発布）

各省，自治区，直轄市，計画単列市財政局，国家税務局，地方税務局，新疆生産建設兵団財務局；

小規模薄利企業の発展をより一層支援するため，國務院の批准を受け，小規模薄利企業に対する企業所得税優遇政策を以下のとおり通知する。

一，2014年1月1日から2016年12月31日まで，年間課税所得額が10万元以下（10万元を含む）の小規模薄利企業は，その所得の50%相当額を課税

所得とし，20%の税率にて企業所得税を納付することとする。

二，本通知における小規模薄利企業とは，『中華人民共和国企業所得税法』及びその実施条例，並びに関連する税收政策に規定される小規模薄利企業をいう。

上記に基づき執行する事を要する。

2014年4月8日

☆財政部税政課・国家税務総局所得税課の担当者による小規模薄利企業の企業所得税半減優遇政策に関する質疑応答

Q1：このたび発布された小規模薄利企業優遇政策の主な内容は？

A：このたび発布された優遇政策は2014年1月1日より適用されるものであり，企業所得税半減政策を享受する小規模薄利企業の範囲について，年間課税所得額を現行の6万元以下から10万元以下に拡大し，執行期限を2014年1月1日から2016年12月31日としている。すなわち，2014年1月1日から2016年12月31日まで，年間課税所得額が10万元以下の小規模薄利企業は，所得の50%相当を課税所得として，20%の税率で企業所得税を納付する。

Q2：小規模薄利企業に対する企業所得税半減政策の適用範囲を拡大した背景は？

A：中小企業は，国民經濟の発展を推進し，市場の繁栄を推し進める重要な原動力である。中小企業，特に零細企業の発展を支援するために，近年来，国家は相次いで一連の優遇政策を発布している。具体的には，以下のような優遇政策が発布されており，中小企業の税負担を軽減し，その発展を支援している。

・条件に適合する小規模薄利企業について企業所得税の税率を20%に減免

- ・年間課税所得額が6万元以下の小規模薄利企業については，企業所得税の税率を20%に減免する事に加え，課税所得の半減
- ・増値税改革の全国的な実施のもと，増値税の小規模納税者に対する適用税率を軽減（従来の6%又は4%から3%に統一）
- ・増値税及び營業税の課税開始額引き上げ（2万元にまで引き上げ）
- ・金融企業の中小企業向け貸付金に係る貸倒引当金の損金算入政策，及び条件に適合する農村金融機構の營業税優遇政策の実施
- ・金融機関の小規模薄利企業への貸付契約に係る印紙税の免除
- ・条件に適合する国家中小企業公共技術サービスモデルプラットフォームに現行の科学技術開発用品輸入優遇税制を適用

李克強総理は，2014年度の政府報告の中で，「零細企業の税收優遇範囲をさらに拡大し，企業の負担を軽減する必要がある」と述べている。目下，国内外の經濟環境は依然として非常に複雑であり，中国經濟の安定的かつ比較的速やかな発展を維持するためには，現行の中小企業に対する税收優遇政策を確実に実行し続けると共に，小規模薄利企業に対する

Topics

優遇税制を一層強化することにより，小規模薄利企業が，經濟發展の推進や社会活動の促進に積極的な役割を果たす必要がある。

Q3：優遇政策が適用される小規模薄利企業として，なぜ年間課税所得額が10万元以下の企業が選定されたのか？

A：まず，小規模薄利企業か否かを判定する基準は，内資企業及び外資企業に対する企業所得税法の統一時において確定したものである。当該基準は，國際的基準を基礎として，関連部門と専門家が研究を行うと同時に，国家税收や企業利益等の要素を考慮したものである。このたび発布された優遇政策は，当該基準を基礎とし，小規模薄利企業に対する支援を一層強化する政策を体现するものである。

次に，企業所得税法及び実施条例にて，小規模薄利企業か否かの決定に関する明確な規定を設け，各級税務管理機関は，条件に適合する小規模薄利企業のうち，企業の年間課税所得額のみに基づき選定を行う事で足りるとした。これにより，優遇政策にて新しい認定基準を制定する必要がなく，各級税務機関の税務執行が簡便化される。

また，現行の優遇政策である年間課税所得額6万元以下の小規模薄利企業に対する企業所得税半減政策は，小規模薄利企業の発展を推進するために積極的な役割を果たしてきたが，国内外における經濟環境の複雑性から小規模薄利企業が難しい局面に置かれている事も考慮し，国家のさらなる政策的支援が必要と考えた。従っ

て，優遇政策の適用範囲を年間課税所得額10万元以下の小規模薄利企業にまで拡大し，国家が中小企業の支援を継続する姿勢を示すと共に，小規模薄利企業の税負担について一層の軽減を図ることとした。

Q4：既に2014年4月であるが，優遇政策が2014年1月1日から適用されるとする事の影響はないか？

A：《中華人民共和国企業所得税法》の規定に基づき，企業所得税は年度で計算され，月次もしくは四半期で予納し，年度末の確定申告で確定するという方式が採用されている。2014年度の企業所得税については，2015年5月末までに確定申告が行われ納税される。したがって，既に2014年4月ではあるが，条件に適合する企業が2014年1月1日からの同優遇政策を享受する事に影響はない。

Q5：優遇政策の適用期間は如何に決定されたか？

A：現行の優遇政策である年間課税所得額6万元以下の小規模薄利企業に対する企業所得税半減政策が発布される前に，国家は連続して2度，小規模薄利企業に対する企業所得税半減優遇政策を発布しているが，それぞれ適用期間は1年間と短期間であった。それを受け，現行の企業所得税半減政策の適用期間は4年とされ，2012年1月1日から2015年12月31日までとされている。今回は，小規模薄利企業に対する支援を強化するために適度に政策期限を延長し，2014年1月1日から2016年12月31日までとしている。

※本記事は，中国政府，国家税務総局及び地方税務局が発布した法律，政令及び通達に関して，中税諮詢集団（以下，「CTAC」といいます。）が作成・和訳したものを，ノベル国際コンサルティング（以下，「ノベル」といいます。）が監修したものです。概略的な内容を紹介する目的で作成したもので，記事中の見解や意見は著者個人のものであり，内容の正確性及び本記事内容に対する権限ある当局の認容を保証しません。また，CTAC及びノベルは本記事の情報をを用いて行う一切の行為及びそれにより生じたいかなる損害にも何ら責任を負うものではありません。